

「省エネ家電買換え促進事業」を専決処分しました(8/1)

龍ヶ崎市では、以下の事業について、本日、令和7年8月1日(金)に令和7年度龍ヶ崎市一般会計補正予算(第4号)の専決処分を行いましたので、お知らせいたします。

【令和7年度補正予算(第4号)】

会計	予算額	補正額	補正後予算額
一般会計	31,902,921千円	30,150千円	31,933,071千円

【令和7年度補正予算(第4号)に計上した事業】

家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するため、省エネ性能の高いエアコン、冷蔵庫又はLED照明器具を買換えた市民の方に補助金を交付するもの。昨今のエネルギー・食料品価格の物価高騰の状況を鑑み、可能な限り早期の支援を行うため、専決処分により補正。

●省エネ家電買換え促進事業 30,150千円

【生活環境課(担当:猪瀬^{いのせ})】

【対 象 者】自身が住む住宅に設置してある家電を省エネ性能の高い製品に、市内に所在する店舗または事業所で、買換えて設置した市民

【対 象 品 目】エアコン、冷蔵庫、LED 照明器具(※一定の省エネ基準を満たすなどの条件あり)

【補助率及び上限額】補助率:1/3、上限額:30,000円

【補正予算額】補助金:30,000千円、事務費:150千円

【財 源】国庫補助金(重点支援地方交付金)、市負担

【購 入 期 間】令和7年9月1日(月)～令和8年1月30日(金)

【申 請 期 間】令和7年10月1日(水)～令和8年1月30日(金)

予算編成に関する 問い合わせ先	龍ヶ崎市 総務部 財政課 財政グループ 担当者:関川(せきかわ) 連絡先:0297-60-1517(直通)
--------------------	---